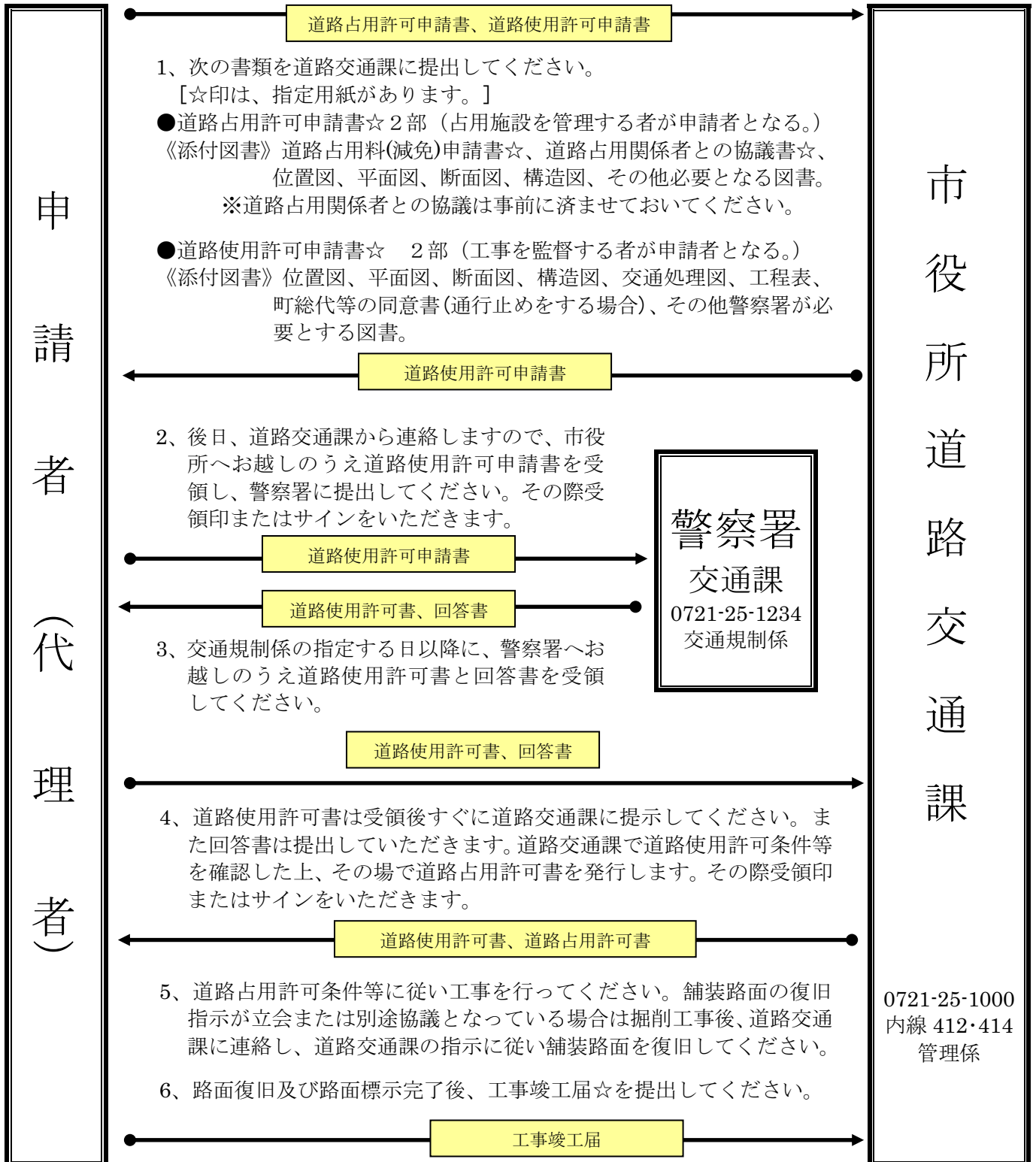


# 道路占用許可の申請手続き

富田林市が管理する道路の占用又は掘削を伴う場合は、次により許可を受けて下さい。尚、道路法並びに富田林市道路占用規則及び富田林市道路工事施行規則などにに基づき、申請内容の変更を指示する事があります。また申請そのものを受理できない、または許可できない事もありますので、はじめて申請される方は事前に道路交通課に連絡をお願いします。

占用物を伴わない工事は「道路工事施行承認」の申請を行ってください。



※申請から許可まで、概ね2～3週間程度の期間を要します。